

『臨床検査薬情報担当者 研修テキスト I 2011年版』正誤表

ご購入いただきました『臨床検査薬情報担当者 研修テキスト I 2011年版』（2011.3 初版第1刷）におきまして、以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。

2013.4.22 株式会社じほう

| 頁 | 誤 | 正 |
|---------------------------|---|---|
| 4 頁 左段落 上から 6 行目 | 60% | 約 60% |
| 4 頁 左段落 上から 7 行目 | 32.5% | 約 30% |
| 11 頁 左段落 下から 2 行目 | SLO | ASLO |
| 20 頁 表 4 のタイトル | 輸入 | 輸出 |
| 23 頁 左段落 上から 14 行目 | 卸売一般販売業 | 下線部を削除 |
| 24 頁 右段落 上から 6 行目 | 対外 | 体外 |
| 32 頁 右段落 下から 14 行目 | 加熱 | 過熱 |
| 34 頁 左段落 下から 2 行目 | ①自立尊重 (Nonmaleficence), ②無危害 (Beneficence), ③善行 (Autonomy) | ①自立尊重 (Respect for Autonomy), ②無危害 (Nonmaleficence), ③善行 (Beneficence) |
| 35 頁 左段落 下から 4 行目 | 「臨床検査技師の倫理綱領」 | 「臨床検査技師会の倫理綱領」 |
| 38 頁 左段落 下から 14 行目 | 最小限度 | 最少限度 |
| 42 頁 右段落 表中 9 行目 | ①解剖・生理・臨床病理学 | ①解剖・生理・臨床検査医学 |
| 49 頁 表 1 の 8, 11 行目 | 一般用検査用試薬 | 下線部を削除 |
| 49 頁 右段落 下から 3 行目 | (体外診断用医薬品に使用される分析機器のうち、自己血糖装置等、一部の分析機器については、クラス II に分類されている)。 | 下線部を削除 |
| 51 頁 図 2 の第 12 条 | ・統括性販売責任者… | ・総括製造販売責任者… |
| 54 頁 左段落 上から 3 行目 | 基本要件基準が | 基本要件基準、生物由来原料基準が |
| 54 頁 左段落 下から 17 行目 | 一般販売業者以外の… | 薬剤師以外の… |
| 55 頁 右段落 下から 13 行目 | …不明なもの | 下線部を削除 |
| 58 頁 右段落 下から 10 行目 | …薬剤師は、資料 3 (P.138) に示した事項の記載… | …薬剤師は、診断書、出生証明書、処方せんなどの書類や診療録、調剤録などへの記載… |
| 62 頁 右段落 下から 10 行目 | 徴収 | 聴取 |
| 66 頁 右段落 上から 1 行目 | 放射同位元素 | 放射性同位元素 |
| 66 頁 右段落 上から 8 行目 | 放射性同位元素によつて | 放射性同位元素によつて |
| 69 頁 右段落 下から 4, 2 行目 | 卸売一般販売業者 | 下線部を削除 |
| 69 頁 右段落 下から 1 行目 | 製造業者 | 製造販売業者 |
| 70 頁 左段落 上から 3 行目 | 卸売一般販売業者 | 下線部を削除 |
| 70 頁 右段落 下から 4 行目 | 製造又は販売を業とする | 製造販売又は販売を業とする |
| 73 頁 左段落 上から 8~11 行目 差し替え | また体外診断用医薬品は、設計上、製造上からの段階では薬事法上の諸規制 (GQP, QMS 等) の遵守が求められているので、より注意し、改善を図るべきことは、指示、警告を重視した表示上の欠陥防止対策といわれている。 | また体外診断用医薬品は、設計上から、製造上からの段階では薬事法上からの諸規制 (GQP, QMS 等) の遵守が求められているので、より注意し、改善が図られている。これらは添付文書等を含め、指示、警告を重視した表示上からの欠陥防止対策がとられている。 |
| 87 頁 右段落 上から 10 行目 | 高齢者を前期高齢者 (70~74 歳) | 高齢者を前期高齢者 (65~74 歳) |
| 107 頁 右段落 上から 18 行目 | ウ~オ | ③~⑤ |
| 117 頁 左段落 下から 2 行目 | 客観的所見 | 下線部を削除 |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 121 頁 左段落 下から 7 行目 | モル吸光係数 (1mol/L のときの ある波長における吸光度) | モル吸光係数 (1mol/L のときのある波 長での吸光度は既知である) |
| 122 頁 図 1 | 一次基準測定操作法 | 一次基準測定操作法(①同位体希釈質量 分析法, ②電量滴定法, ③重量法, ④ 滴定法, ⑤凝固点降下法) |
| 122 頁 図 1 下から 3 行目 | ML : <u>Manufacture's</u> | ML : <u>Manufacturer's</u> |
| 122 頁 左段落 下から 1 行目 差し替え | <u>国際的あるいは国内で権威のあ る専門家の組織(JCCLS, JSCC, IFCC 等)が作成した一次基準測 定操作法</u> | <u>国際度量衡委員会 (CIPM) が 1995 年 に発足させた物質標準委員会 (CCQM) により決定された一次基準 測定操作法</u> |
| 123 頁 左段落 上から 5 行目 | 「 <u>その範囲の中に真の値があ る</u> 」 | 「 <u>測定値が存在する確かな範囲</u> 」 |
| 123 頁 欄外 | …SL 単位ではないとされてい る。 <u>しかし…判断している。</u> | 下線部を削除 |
| 128 頁 右段落 下から 13 行目 | <u>反応陽性適中度</u> や <u>反応陰性適中 度</u> | <u>陽性反応的中度</u> や <u>陰性反応的中度</u> |
| 128 頁 右段落 下から 8 行目 | <u>陽性反応適中度</u> | <u>陽性反応的中度</u> |
| 129 頁 図 7 | 偽陽性率 (1－無病正診率) | 偽陽性率 (100－無病正診率) |
| 136 頁 左段落 下から 11 行目 | (<u>試験検査等を</u> の業務を含む) | 下線部を削除 |
| 141 頁 表 2 タイトルに追加 | 表 2 現行の感染症法の対象と なる感染症の定義・類型 | 表 2 現行の感染症法の対象となる感 染症の定義・類型 (<u>抜粋, 2011.2.1 現 在</u>) |
| 141 頁 表 2 2 類感染症「感染症 名等」の項 | … (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるも のに限る) (<u>4 疾患</u>) (法律で規 定) | … (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る), <u>鳥 インフルエンザ (H5N1) (5 疾患)</u> (法 律で規定) |
| 141 頁 表 2 4 類感染症「感染症 名等」の項 | 鳥インフルエンザ, …野兎病そ の他… (<u>41 疾患</u>) | 鳥インフルエンザ (<u>H5N1 を除く</u>), … 野兎病, <u>チクングニア熱</u> その他… (<u>42 疾患</u>) |
| 141 頁 表 2 4 類感染症「主な 対応・措置」の項に追加 | <u>(4 類感染症の全てを記載していない)</u> | |
| 141 頁 表 2 5 類感染症「感染症 名等」の項 | … (鳥インフルエンザを除く), …メチシリン耐性黄色ブドウ球 菌感染症, その他… (<u>41 疾患</u>) | … (鳥インフルエンザ及び新型インフ ルエンザ等 <u>感染症を除く</u>), …メチシリ ン耐性黄色ブドウ球菌感染症, <u>薬剤耐 性アシネトバクター感染症</u> その他… (<u>42 疾患</u>) |
| 141 頁 表 2 5 類感染症「主な 対応・措置」の項に追加 | <u>注) 5 類感染症は全数届出感染症と定点届出感染症があるが, ここでは特 に区別せず記載 (5 類感染症の全てを記載していない)</u> | |
| 141 頁 表 2 指定感染症「感 染症名等」の項 | … (<u>インフルエンザ (H5N1) を 指定: 平成 20 年</u>) | 下線部を削除 |
| 141 頁 表 2 指定感染症「性 格」の項 | (政令で指定, <u>1 年限定</u>) | 下線部を削除 |
| 154 頁 上から 15 行目 | 全国健康保険協会 | 全国健康保険協会管掌健康保険 |